

諮問日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）諮問第32号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第79号）

件名：最高裁判所表彰規程に基づく被表彰者の名簿の一部開示の判断に関する件
答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年中に、最高裁判所表彰規程2条に基づいて表彰された人の名簿」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件苦情の申出の対象とされた最高裁判所長官表彰被表彰者名簿（別紙記載2の文書）のうち原判断において不開示とした部分は、被表彰者の氏名、年齢等であるが、これらは一体となって、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

なお、最高裁判所長官表彰は25年以上勤続し、勤務成績が良好である職員に対して退職の日に表彰するものであるところ、職員の勤続年数、退職日及び

表彰を受けた事実等の被表彰者に係る情報は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- 2 本件苦情の申出の対象とされた所属長表彰被表彰者名簿（別紙記載3の文書）のうち原判断において不開示とした部分は、被表彰者の氏名、年齢等であるが、これらは一体となって、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

なお、所属長表彰は20年以上勤続し、勤務成績が良好である職員に対して毎年10月1日に表彰するものであるところ、職員の勤続年数及び表彰を受けた事実等の被表彰者に係る情報は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書はいずれも最高裁判所表彰規程2条に基づく被表彰者の名簿であり、本件不開示部分は、最高裁判所長官表彰被表彰者名簿（別紙記載2の文書）及び所属長表彰被表彰者名簿（別紙記載3の文書）中の被表彰者の官職、氏名、年齢等の記載であることが認められる。

本件不開示部分の記載内容に照らせば、これらは被表彰者ごとに法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、被表彰者に係る情報は公にすることが予定されている情報ではないとのことであり、そのほか、本件不開示部分について、法令の規

定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に相当することをうかがわせる事情は認められない。また、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

したがって、本件不開示部分は、同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 平成29年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿
- 2 最高裁判所長官表彰被表彰者名簿
- 3 所属長表彰被表彰者名簿